

復学する場合・・・異動願(届)【復活】についての注意事項

○提出期限について: **奨学金の振込再開を希望する月の2か月前の20日**

例: 10月1日に復学し、10月から振込再開を希望する場合: 8月20日が提出期限

○『異動願(届)』の提出が復学後となる場合も、出来る限り速やかに提出すること。

○『異動願(届)』【復活】の提出がない場合、奨学金の振込は再開されないので注意すること。

(復学手続きだけでは、奨学金は復活しないので注意すること。)

○奨学金の復活を希望しない場合、『異動願(届)』【辞退】を速やかに提出すること。

○『異動願(届)』の提出が、復学した月から3カ月を経過した後となった場合、奨学金の復活時期は、提出のあった月からとなるので注意すること。

例: 10月1日に復学し、翌年2月1日に『異動届』を提出した場合

→奨学金の復活は2月から(10月から1月分の奨学金は受給できない!)

○予定より早く復学する場合は、「復学願」を所属の教務担当に提出した後、速やかに学生センターに『異動届』を提出すること。

○奨学金の振込の再開が入金等により確認できた後は、スカラネットパーソナルにて必ず貸与終期を確認すること。(貸与残月数により貸与終期は決定されるので必ずしも卒業期まで貸与されるわけではありません。)